

静岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年8月27日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第29号

静岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

静岡県事務処理の特例に関する条例（平成11年静岡県条例第56号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表第1 (略)			別表第1 (略)		
	事務の区分	市町		事務の区分	市町
(略)			(略)		
84	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則（以下この項において「施行規則」という。）の施行に関する次に掲げる事務（動物用医薬品等に係るものを除く。） (1)～(9) (略) (10) 法第14条の8第3項の規定による届出に係る届出書の受付（薬局製造販売医薬品の製造販売に係るものを除く。）	静岡市 浜松市	84	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則（以下この項において「施行規則」という。）の施行に関する次に掲げる事務（動物用医薬品等に係るものを除く。） (1)～(9) (略) (10) 法第14条の8第3項の規定による届出に係る届出書の受付（薬局製造販売医薬品の製造販売に係るもの及び情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われるもの（以下この項において「電子届	静岡市 浜松市

	<p>(11) 法第19条第1項の規定による届出に係る届出書の受付（薬局製造販売医薬品の製造販売に係るものを除く。）</p> <p>(12) 法第19条第2項の規定による届出に係る届出書の受付（薬局製造販売医薬品の製造に係るものを除く。）</p> <p>(13)・(14) (略)</p> <p>(15) 法第23条の2の16第1項の規定による届出に係る届出書の受付</p> <p>(16) 法第23条の2の16第2項の規定による届出に係る届出書の受付</p> <p>(17) (略)</p> <p>(18) 法第23条の36第1項の規定による届出に係る届出書の受付</p> <p>(19)～(25) (略)</p> <p>(26) 法第40条の3において準用する法第23条の2の16第2項の規定による届出に係る届出書</p>				<p>出」という。)に係るものを除く。)</p> <p>(11) 法第19条第1項の規定による届出に係る届出書の受付（薬局製造販売医薬品の製造販売に係るもの及び電子届出に係るものを除く。）</p> <p>(12) 法第19条第2項の規定による届出に係る届出書の受付（薬局製造販売医薬品の製造に係るもの及び電子届出に係るものを除く。）</p> <p>(13)・(14) (略)</p> <p>(15) 法第23条の2の16第1項の規定による届出に係る届出書の受付（電子届出に係るものを除く。）</p> <p>(16) 法第23条の2の16第2項の規定による届出に係る届出書の受付（電子届出に係るものを除く。）</p> <p>(17) (略)</p> <p>(18) 法第23条の36第1項の規定による届出に係る届出書の受付（電子届出に係るものを除く。）</p> <p>(19)～(25) (略)</p> <p>(26) 法第40条の3において準用する法第23条の2の16第2項の規定による届出に係る届出書</p>		
--	---	--	--	--	---	--	--

	<p>の受付</p> <p>(27) (略)</p> <p>(28)～(30) (略)</p>	
(略)		
86	<p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（以下この項において「政令」という。）及び政令の施行のための規則の施行に関する次に掲げる事務（動物用医薬品等に係るものを除く。）</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4)～(17) (略)</p> <p>(18)～(42) (略)</p>	<p>静岡市 浜松市</p>
(略)		
87	<p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号。以下この項において「省令」という。）の施行に関する次に掲げる事務</p> <p>(1) 省令第16条の3第1</p>	<p>静岡市 浜松市</p>

	<p>の受付（電子届出に係るものを除く。）</p> <p>(27) (略)</p> <p>(28) 法第40条の6第2項ただし書の許可に係る申請書の受付</p> <p>(29)～(31) (略)</p>	
(略)		
86	<p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（以下この項において「政令」という。）及び政令の施行のための規則の施行に関する次に掲げる事務（動物用医薬品等に係るものを除く。）</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 政令第2条の9第3項の規定による返納の受付</p> <p>(5)～(18) (略)</p> <p>(19) 政令第16条の5第4項の規定による返納の受付</p> <p>(20)～(44) (略)</p>	<p>静岡市 浜松市</p>
(略)		
87	<p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号。以下この項において「省令」という。）の施行に関する次に掲げる事務</p> <p>(1) 省令第16条の3第1</p>	<p>静岡市 浜松市</p>

	<p>項の規定による届出に 係る届出書の受付</p>			<p>項及び第3項の規定に よる届出に係る届出書 の受付</p>	
(2)～(10) (略)			(2)～(10) (略)		
(略)			(略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。